

三木市記者発表資料 (令和5年2月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
上下水道部 水道業務課	課長 池町雅宏 (内線 4100)	営業係	0794-82-2010 (内線 4122)

タイトル
漏水軽減にかかる措置期間制限を撤廃 ～ 漏水による水道料金軽減取扱要領を一部改正します ～

内 容
<p>市民サービス向上のため、「漏水による水道料金軽減取扱要領」を見直します。</p> <p>1 施行日 令和5年4月1日 (令和5年3月31日までに漏水修理したものについては現行要領を適用。)</p> <p>2 見直し内容</p> <p>(1) 漏水時水道使用料金軽減措置の制限期間の見直し 5年に1回の軽減措置期間制限を撤廃します。</p> <p>(2) 漏水時水道使用料金軽減措置の漏水認定期間の見直し 漏水認定期間を現行の6期12カ月から3期6カ月に変更します。</p> <p>(3) 申請期間を新設 「漏水による水道料金等軽減措置申請」については、漏水修理後1年以内に申請してください。 ※ 漏水修理後1年を超える申請は、受付できませんのでご注意ください。</p> <p>3 その他 「漏水による水道料金軽減」の詳細は4月1日以降に市ホームページに掲載します。</p> <p>4 問い合わせ 三木市水道お客様センター 電話 0794-82-2010(代)まで</p>

セールスポイント
大寒波による水道管の凍結などで今年は多くの漏水が発生しました。不可抗力による漏水被害を救済するため、令和5年度以降で水道が漏水した場合、期間制限なしに軽減措置を受けられるようになります。